

第63回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

場 所

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番
当社S E センター 新館3階 大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

目 次

第63回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	6
事業報告……………	18
連結計算書類……………	37
計算書類……………	39
監査報告……………	41

証券コード 6958

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

日本シイエムケイ株式会社

代表取締役社長 大 澤 功

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.cmk-corp.com/ir/stock/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6958/teiiji/>

また、電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本シイエムケイ」または「コード」に当社証券コード「6958」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番
当社S E センター 新館3階 大会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している前記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表

従いまして、本書面は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応

- ・ご来場に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態等をご確認のうえ、慎重にご検討をいただきますようお願い申し上げます。
- ・会場内でのマスクの着用をお願いする場合のほか、感染防止上の措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.cmk-corp.com>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時10分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

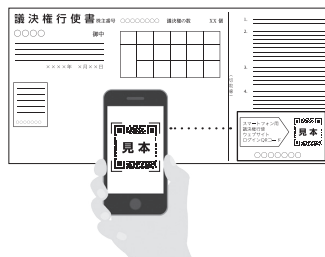
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

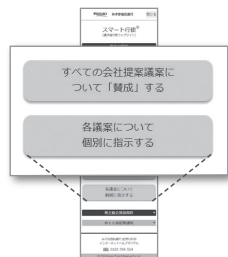
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

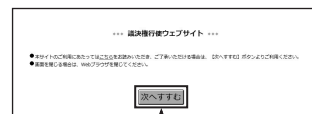
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

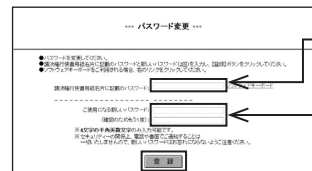
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始除く 9:00～21:00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を重要政策の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、連結配当性向30%程度を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき8円50銭とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円50銭 総額503,301,788円
- (3) 剰余金の配当が効力を発生する日
2023年6月28日

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役9名選任の件

現取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席率
1	再任	おお ざわ いさお 大 澤 功	代表取締役社長 C E O	100% (13回/13回)
2	再任	て 戸 くに ひこ 手 戸 邦 彦	取締役執行役員 社長室長	100% (13回/13回)
3	再任	やま ぐち よし ひさ 山 口 喜 久	取締役執行役員 経理担当、シイエムケイ・プロダクツ(株)担当	100% (13回/13回)
4	再任	いし ざか よし あき 石 坂 嘉 章	取締役執行役員 営業担当、調達担当	92% (12回/13回)
5	再任	おお の かず と 大 野 和 人	取締役執行役員 人事制度改革担当、内部統制担当、 C S R 担当、法務担当	100% (10回/10回)
6	新任	にし ざわ とおる 西 沢 亨	執行役員 生産構造改革担当	—
7	再任 社外 独立	さ とう り か 佐 藤 り か	社外取締役	100% (13回/13回)
8	再任 社外 独立	かい とう みつる 海 藤 満	社外取締役	100% (13回/13回)
9	新任 社外 独立	たね いち しょう し ろう 種 市 正 四 郎	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1 再任	おおざわ いさお 大澤 功 (1958年4月29日生) 所有する当社の株式数 7,820株	1989年9月 シイエムケイ蒲原電子株式会社入社 1992年8月 株式会社桑原電器製作所（現 新潟クオリティサプライ株式会社）入社 2014年10月 当社入社、国内事業本部蒲原事業部副事業部長 2014年12月 当社国内事業本部品質保証部長 2015年2月 当社執行役員、国内製造統括本部長 2016年4月 当社製造担当 2016年6月 当社取締役執行役員 2018年4月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員会議長 2020年1月 当社CEO（現任） (重要な兼職の状況) 一般財団法人電子回路基板技術振興財団理事長
		取締役候補者とした理由 大澤 功氏は、主に製造部門の業務に携わり、2016年から取締役執行役員として、グループの製造部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。2018年4月からは代表取締役社長として経営の舵取りを担い、さらなる収益力の強化にリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。
2 再任	てどくに ひこ 手戸 邦彦 (1957年1月1日生) 所有する当社の株式数 2,791株	1980年4月 キヤノン株式会社入社 1998年1月 Canon Europa nv General Manager of F&A 2000年1月 Canon Europe Ltd. Assistant CFO&Consumer BU Business Controller 2007年7月 キヤノン株式会社映像事務機本部経理部長 2009年12月 Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer 2012年10月 Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer 兼 Canon Financial Services,Inc. President&CEO 2016年4月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外監査役 2020年4月 当社入社、顧問 2021年2月 当社社長室長（現任） 2021年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員（現任）
		取締役候補者とした理由 手戸邦彦氏は、長年経理業務に携わるとともに海外関係会社の要職を歴任し、事業構造改革の分野において豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として構造改革等の施策立案とプロジェクトの推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3 再任	やまぐちよしひさ 山口喜久 (1968年4月3日生) 所有する当社の株式数 2,791株	1991年4月 当社入社 2004年7月 当社経営企画部長 2011年1月 CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. Director 2013年3月 当社電子デバイス事業部担当部長 2019年3月 当社管理本部経理部長 2019年8月 当社執行役員 2021年4月 当社経理担当（現任） 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2022年7月 シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当（現任）
		取締役候補者とした理由 山口喜久氏は、入社以来、主に企画・経理業務に携わり、実務を通して豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として事業構造改革の推進に強いリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。
4 再任	いしざかよしあき 石坂嘉章 (1965年12月3日生) 所有する当社の株式数 4,491株	1988年4月 当社入社 2005年12月 当社東日本営業本部第三部長 2015年1月 当社東日本営業本部本部長 2017年4月 当社執行役員 新昇電子（香港）有限公司董事長 兼 総経理 新昇電子貿易（深圳）有限公司董事長 兼 総経理 2018年4月 当社西日本営業本部本部長 2018年10月 当社営業統括本部本部長 2019年6月 当社CMO 2021年6月 当社取締役執行役員（現任） 2022年2月 当社調達担当（現任） 2022年4月 当社営業担当（現任）
		取締役候補者とした理由 石坂嘉章氏は、入社以来、主に営業部門の業務に携わり、実務を通して豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員としてグループの営業・調達部門を統括し、グローバルでの営業力・調達力強化に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5 再任	おおの かずと 大野 和人 (1957年7月20日生) 所有する当社の株式数 2,791株	1980年4月 キヤノン株式会社入社 1987年7月 Canon USA, Inc. ニューヨーク本社 出向 2003年4月 キヤノン株式会社人事本部人事部長 2012年4月 同社執行役員人事部長 2013年3月 同社取締役人事部長 2014年3月 同社取締役企画部長 2015年3月 同社常勤監査役 2019年11月 公益社団法人日本監査役協会 専務理事 2022年2月 当社入社、顧問 2022年4月 当社執行役員 人事制度改革担当（現任）、コンプライアンス担当 2022年6月 当社取締役執行役員（現任） 2022年7月 当社内部統制担当、CSR担当（現任） 2022年12月 当社法務担当（現任）
	取締役候補者とした理由 大野和人氏は、長年人事総務業務に携わり、人事制度改革において豊富な経験と実績を有しております。また、日本監査役協会の要職を歴任し、コンプライアンスに関する高い見識を有しております。現在は取締役執行役員として人事制度改革等の施策立案とコンプライアンスの推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
6 新任	にし ざわ とおる 西沢 亨 (1956年6月28日生) 所有する当社の株式数 0株	1980年4月 キヤノン株式会社入社 2000年4月 同社下丸子本社商品化推進部長 2004年3月 Canon Giessen GmbH社長 2009年4月 キヤノン株式会社 映像事務機事業本部ビジネスサポート事業部長 キヤノンエコロジーインダストリー社外取締役 2011年7月 Canon Virginia Inc.社長 Canon Life Science社長 2013年1月 キヤノン株式会社理事 2022年9月 当社入社、顧問 2023年4月 当社執行役員 生産構造改革担当（現任）
	取締役候補者とした理由 西沢 亨氏は、前職において長年生産効率の改善や商品企画に携わるとともに海外関係会社の要職を歴任し、生産構造改革の分野において豊富な経験と実績を有しております。現在は執行役員として構造改革等の推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
7 再任 社外 独立	さ とう り か (1962年8月15日生) 所有する当社の株式数 0株	1992年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 1998年12月 ニューヨーク州弁護士登録 2000年 6 月 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2003年 1 月 同事務所パートナー 2007年 6 月 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所入所パートナー 2015年 5 月 デクセリアルズ株式会社社外監査役 2016年 1 月 太田・佐藤法律事務所パートナー 2016年 7 月 日本ルーブリゾール株式会社監査役（現任） 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 デクセリアルズ株式会社社外取締役（現任） 2019年 7 月 佐藤&パートナーズ法律事務所代表（現任） 2019年11月 司法試験審査委員および司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当） 2022年 6 月 日本プラス株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 佐藤&パートナーズ法律事務所代表 デクセリアルズ株式会社社外取締役 日本ルーブリゾール株式会社監査役 日本プラス株式会社社外取締役
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 佐藤りか氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、また、今後も当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	かいとうみつる 海藤 満 (1954年11月17日生)	1978年 4 月 碌々産業株式会社入社 2003年 6 月 同社取締役 2009年 6 月 同社常務取締役 2010年 6 月 同社取締役副社長 2011年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 碌々産業株式会社代表取締役社長
再任		
社外		
独立		社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 海藤 満氏につきましては、製造業での長年の職務経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、経営的視点からの助言と、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏は、碌々産業株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社は設備・部品等の取引関係がありますが、その取引金額は両社において売上高の0.1%未満と僅少であり、重要な取引関係ではありません。
9	たねいちしょうしろう 種市 正四郎 (1953年7月29日生)	1979年 4 月 東レ株式会社入社 2002年 6 月 同社電子情報材料販売部長 2006年 6 月 同社参事 電子情報材料研究所長 2009年 5 月 同社参事 電子情報機材事業本部（技術・生産）担当 2011年 6 月 同社常任理事 環境・アメニティー製品事業部門（技術・生産）担当 滋賀事業場長 2012年 6 月 同社常任理事 滋賀事業場長 2016年 6 月 同社監査役 2020年 6 月 同社常任理事 Greenerity GmbH会長（2023年6月退任予定）
新任		
社外		
独立		社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 種市正四郎氏につきましては、前職において長年にわたり経営の要職を務めた豊富な経験と監査役としての経験も有していることから、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただくことで企業価値の向上に寄与していただけると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤りか氏、海藤 満氏および種市正四郎氏は、社外取締役候補者であります。佐藤りか氏および海藤 満氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年および3年であります。
3. 当社は、佐藤りか氏および海藤 満氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。佐藤りか氏および海藤 満氏が社外取締役に再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

あります。また、種市正四郎氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役を選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は、佐藤りか氏および海藤 満氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。佐藤りか氏および海藤 満氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、種市正四郎氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小池 正氏、山梨雄司氏が任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携強化により監査役監査の実効性を維持および確保できるものと判断したため、監査役 1 名減員の 3 名体制とし、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
横 小 路 喜 代 隆 (1957年11月17日生) 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 0株	1980年 4 月 キューピー株式会社入社 2004年 7 月 同社人事本部労務部長 2010年 2 月 ケイ・システム株式会社代表取締役社長 2013年 2 月 キューピー株式会社執行役員人事本部長 2018年 2 月 同社常勤監査役 2023年 5 月 株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外）
社外監査役候補者とした理由 横小路喜代隆氏につきましては、事業会社での長年の経験や監査役として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社における監査体制強化に適切な人材と判断したことから、選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横小路喜代隆氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏が社外監査役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 本議案が承認可決され、横小路喜代隆氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。同氏が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くに至る場合に備え、本総会終結の時から次期定時株主総会開始の時までを期限として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏 (生 年 月 名 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
おし 押 味 由 佳 子 (1976年8月11日生) 所有する当社の株式数 0株	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年 4 月 株式会社リコー出向 2014年 9 月 柴田・鈴木・中田法律事務所入所パートナー（現任） 2015年 6 月 株式会社ＪＰホールディングス社外監査役 2019年 3 月 富士ソフト株式会社社外監査役（現任） 2019年 6 月 株式会社クレハ社外監査役（2023年6月退任予定） 2020年12月 当社社外監査役 2021年11月 オリックス不動産投資法人監督役員（現任） 2022年 1 月 株式会社プロレド・パートナーズ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 柴田・鈴木・中田法律事務所パートナー 富士ソフト株式会社社外監査役 オリックス不動産投資法人監督役員 株式会社プロレド・パートナーズ社外監査役
補欠の社外監査役候補者とした理由 押味由佳子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、客観的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的として、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 押味由佳子氏は、社外監査役の補欠として選任するものであり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏が社外監査役に就任する場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が社外監査役に就任する場合は、当該契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
4. 押味由佳子氏が株式会社JPホールディングスの社外監査役に在任中の2018年7月に、同社は、2018年3月期第3四半期における臨時株主総会関連費用の支出の一部について当時の同社代表取締役

役の善管注意義務違反を認定したことを公表しました。同氏は平素より取締役会等において、法令遵守等の視点に立った提言を行っており、また、当該違反行為の認定に際しては、当該事実の徹底した調査を実施するなど、その職責を果たしております。

5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。補欠監査役候補者が社外監査役に就任する場合、同氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

本株主総会において原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役の構成、ならびに各人に特に期待する役割・専門性・バックグラウンドは以下のとおりです。

	氏名	企業経営	財務 会計	製造 技術 開発	営業 マーケティング	グローバル 経験	法律	人事労務 人材開発	性別
取 締 役	大澤 功	●		●		●			男性
	手戸 邦彦	●	●			●			男性
	山口 喜久	●	●			●			男性
	石坂 嘉章	●			●	●			男性
	大野 和人	●				●		●	男性
	西沢 亨	●		●		●			男性
	佐藤 りか					●	●		女性
	海藤 満	●		●	●				男性
	種市 正四郎	●		●		●			男性
監 査 役	岡部 明広	●	●			●			男性
	芦辺 真幸	●	●		●				男性
	横小路 喜代隆	●						●	男性

(注) 上記の一覧表は各自が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新宿監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性および品質管理体制の観点から監査が適正に行われると評価したことに加え、当社が展開する事業分野への理解等を総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2023年3月31日現在

名称	EY新日本有限責任監査法人		
所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー		
沿革	2000年4月 設立		
概要	人員構成 理事長 片倉 正美 社員・職員数 公認会計士 3,034名 公認会計士試験合格者等 1,148名 その他 1,523名 合計 5,705名		

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、物価上昇は継続し、先行き不透明な状況が続いております。世界経済においても、ウクライナ情勢の長期化による物価、エネルギー価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気後退懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループ主力の車載分野においては、半導体不足やサプライチェーンの混乱による、自動車メーカーの生産減が続くなど、厳しい事業環境となりました。

当社グループは、厳しい事業環境の中、注力分野のパワートレイン・走行安全系向けの販売が増加し、連結売上高は838億40百万円（前期比2.9%の増収）となりました。

利益面につきましては、主に生産工場の稼働率低下や、エネルギー価格高騰等の影響により、営業利益は26億5百万円（前期比13.7%の減益）となりました。また、営業利益の減少などにより、経常利益は26億22百万円（前期比20.6%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億88百万円（前期比43.0%の減益）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期 別 品 目	当 期 (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)		前 期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで)		増 減	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	増 減 率 (%)
ビルドアップ配線板	20,503	24.5	21,084	25.9	△580	△2.8
多層プリント配線板	47,656	56.8	44,096	54.1	3,560	8.1
両面プリント配線板	10,091	12.0	10,606	13.0	△515	△4.9
そ の 他	5,588	6.7	5,699	7.0	△110	△1.9
合 計	83,840	100.0	81,486	100.0	2,354	2.9

＜ビルドアップ配線板＞

主として、自動車関連製品や通信機器、デジタルカメラ等に用いられているビルドアップ配線板は、自動車向け製品の販売は増加したものの、その他製品の販売が減少し、売上は前期比 5 億80百万円の減少（減少率2.8%）となりました。

＜多層プリント配線板＞

主として、自動車関連製品に用いられている多層プリント配線板は、自動車向け製品の販売が増加したことにより、売上は前期比35億60百万円の増加（増加率8.1%）となりました。

＜両面プリント配線板＞

主として、自動車関連製品やコンピュータ関連機器等に用いられている両面プリント配線板は、自動車向け製品の販売は増加したものの、その他製品の販売が減少し、売上は前期比 5 億 15百万円の減少（減少率4.9%）となりました。

＜その他＞

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比 1 億10百万円の減少（減少率1.9%）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

- ① 設備投資の状況につきましては、当連結会計年度中の固定資産投資総額は、67億44百万円で、その主なものは国内外での生産能力拡大、生産効率化および品質向上を目的としたプリント配線板生産関連設備であります。
- ② 上記設備投資資金につきましては、自己資金および借入金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、ウクライナ情勢の長期化による物価、エネルギー価格の高騰や世界的な金融引き締め等による景気後退懸念等、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループ主力の車載市場においては、半導体不足やサプライチェーンの混乱は徐々に解消されると思われるものの、未だ先行き不透明な状況が続きますが、中長期的には「コネクティッド化」「自動運転化」「電動化」等「CASE」の構造的な変化を背景とした電装化進展により、需要は拡大すると見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは2023年3月期からスタートした第1次中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の骨子である『収益基盤の確立と次なる成長への仕込み』に向けて、国内生産拠点の再編を進めるとともに、自動化投資や更新投資による生産性向上や品質改善を推進してまいります。また、競争優位性のあるパワートレイン・走行安全系の分野に注力することにより、車載製品ポートフォリオの高付加価値シフトによる収益性を向上させるとともに、5G関連市場への参入を図り、あらたな事業領域の確立を目指します。

なお、第2次中期経営計画（2026年3月期～2027年3月期）の骨子である『CASE需要と新規事業領域の取込みによる成長加速』に向けては、2022年9月に当社グループの主力工場であるタイ工場の敷地内に新工場を建設することを決定しました。生産能力の拡大によりCASE需要を取込み、成長サイクルの確立を目指してまいります。

また、全てのステークホルダーのみなさまより信頼される会社に向けて、サステナビリティ基本方針に基づき、持続可能な社会に向けた取り組みの一環として、2022年7月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」に賛同するとともに、気候変動緩和に向けた取り組みについても積極的に推進してまいります。

当社グループといたしましては、このような重点取り組み事項を着実に実践し、更なる企業価値向上に向けて全力で取り組んでまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 60 期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで)	第 61 期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで)	第 62 期 (2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで)	第 63 期 (当連結会計年度) (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)
売 上 高(百万円)	82,619	69,967	81,486	83,840
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△)(百万円)	792	△1,511	3,305	2,622
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	△1,128	△1,868	2,785	1,588
1 株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	△19.06	△31.57	47.05	26.83
総 資 産(百万円)	96,044	96,501	104,865	114,570
純 資 産(百万円)	54,932	51,519	54,466	58,779

(注) 1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	99.9	プリント配線板製造
CMK ASIA (PTE.) LTD.	百万US\$ 63	100.0	プリント配線板販売
CMKM SDN. BHD.	百万MYR 1	100.0	プリント配線板販売支援
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	百万THB 8,007	100.0	プリント配線板製造
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民幣 502	85.0	プリント配線板製造
新昇電子（香港）有限公司	百万HK\$ 150	100.0	プリント配線板販売
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民幣 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民幣 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK EUROPE N. V.	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK AMERICA CORPORATION	百万US\$ 0.1	100.0	プリント配線板販売

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）
当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な営業所および工場等（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	S E セ ン タ ー	埼 玉 県 三 芳 町
川 越 オ フ ィ ス	埼 玉 県 川 越 市		
大 阪 営 業 所	大 阪 府 守 口 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 刈 谷 市
広 島 営 業 所	広 島 市 東 区		
Gステーション工場	群 馬 県 伊 勢 崎 市	新 潟 工 場	新 潟 県 聖 籠 町
蒲 原 工 場	新 潟 県 五 泉 市	秩 父 工 場	埼 玉 県 秩 父 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
CMK ASIA (PTE.) LTD.	シンガポール共和国
CMK M S D N . B H D .	マレーシア
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
希門凱電子（無錫）有限公司	中華人民共和国江蘇省無錫市
新昇電子（香港）有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
旗利得電子（東莞）有限公司	中華人民共和国広東省東莞市
新昇電子貿易（深圳）有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
CMK EUROPE N.V.	ベルギー王国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
4,487名	367名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,268名	41名減	47.13歳	18.24年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者3名を含み、出向者103名は含まれておりません。
2. 上記のほか、嘱託28名、契約社員54名、パートタイマー4名が在籍しております。

(9) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

企業集団の主要な借入先

借入先	期末借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	11,812
株式会社三井住友銀行	9,514
株式会社きらぼし銀行	5,344

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 227,922,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,211,975株（自己株式3,865,795株を除く）
- (3) 当期末株主数 7,762名
- (4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,248	15.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,564	11.0
株式会社みずほ銀行	2,576	4.3
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	2,500	4.2
JPMorgan証券株式会社	1,957	3.3
第一生命保険株式会社	1,895	3.2
株式会社きらぼし銀行	1,745	2.9
株式会社三井住友銀行	1,613	2.7
中山高広	1,515	2.5
佐藤商事株式会社	1,216	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,865,795株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式17,606株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 澤 功	CEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー） 一般社団法人電子回路基板技術振興財団理事長
取 締 役 役 員	手 戸 邦 彦	社長室長
取 締 役 役 員	山 口 喜 久	経理担当、シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当
取 締 役 役 員	石 坂 嘉 章	営業担当、調達担当
取 締 役 役 員	大 野 和 人	人事制度改革担当、内部統制担当、CSR担当、法務担当
取 締 役	右 京 強	横浜国立大学大学院工学研究院教授
取 締 役	佐 藤 り か	佐藤&パートナーズ法律事務所代表 デクセリアルズ株式会社社外取締役 日本ルーブリゾール株式会社監査役 日本プラス株式会社社外取締役
取 締 役	海 藤 満	碌々産業株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 池 正	
常 勤 監 査 役	岡 部 明 広	
監 査 役	山 梨 雄 司	東京きらぼしリース株式会社監査役
監 査 役	芦 辺 真 幸	

- (注) 1. 2022年6月28日開催の第62回定時株主総会において、大野和人氏が取締役にあらたに選任され、就任いたしました。
2. 2022年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、黒沢 明氏および花岡仁志氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 監査役岡部明広氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役右京 強氏、佐藤りか氏および海藤 満氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

5. 監査役山梨雄司氏および芦辺真幸氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
6. 当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
上 席 執 行 役 員	藤 野 敏 和	生産本部長、新潟・蒲原地区担当
執 行 役 員	石 橋 純 一	社長特命担当、タイ新工場準備担当
執 行 役 員	川 口 和 宏	希門凱電子（無錫）有限公司董事長、中国工場担当
執 行 役 員	河 島 正 紀	人事総務担当、サステナビリティ推進担当
執 行 役 員	小 泉 達 也	営業本部長
執 行 役 員	高 橋 聡	CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. Chairman、タイ第三工場準備室長
執 行 役 員	西 沢 亨	生産構造改革担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為、違法に利益または便宜を得る行為等がある場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	136 (19)	125 (19)	2 (―)	7 (―)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (6)	25 (6)	― (―)	― (―)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	161 (25)	150 (25)	2 (―)	7 (―)	14 (5)

(注) 上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、連結経常利益を指標としております。当該指標を選定した理由は、当社の経常的な営業活動に加え財務活動を含めた事業全体の成果を表す指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の係数を乗じ、定性評価を行ったうえで金額を決定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1.(4)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月28日開催の第47回定時株主総会において、取締役を支給する報酬上限額を年額4億2千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役を支給する報酬上限額を年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第62回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3千万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役および監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、あらかじめ指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けてから、2022年6月28日開催の取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(イ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位・職責および貢献度に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の率を乗じて算出された額を原資とし、月例の固定報酬と合わせて支給するものとする。

非金銭報酬は、取締役在任期間を譲渡制限期間とした譲渡制限付株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

(エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合は、経営状況や他社水準を踏まえ、当社の報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役社長は、本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬について、指名・報酬諮問委員会における審議とその同意を得たうえで、取締役の個別の報酬額を決定するものとする。

なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役の個別の割当株式数を取締役会において決議する。

また、監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることに鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別により定め、監査役の協議により決定するものとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2022年6月28日の取締役会において、代表取締役社長大澤 功に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしており、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の審議とその同意を得たうえで、取締役の個人別の報酬額を決定しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外役員の重要な兼職先の状況については、「3. (1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。社外取締役海藤 満氏は、碌々産業株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社は設備・部品等の取引関係がありますが、その取引金額は両社において売上高の0.1%未満と僅少であります。その他の社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	右 京 強	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、大学教授としての豊富な学術的知見と専門的見地から適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	佐 藤 り か	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	海 藤 満	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	山 梨 雄 司	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	芦 辺 真 幸	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	34百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づく基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議いたしております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(ア) 当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。
(イ) 取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。
(ウ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。
「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。
「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行うことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(ア) 子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大

- 案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適正の確保に努める。
- (イ) 当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。
- 当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。
- (ウ) 連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。
- (エ) 「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動等の継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。
- 内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。
- (オ) 監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。
- ⑦ 前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
- ⑧ 取締役、その他使用人等および子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制
- (ア) 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。
- (イ) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (ウ) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (エ) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を

及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告するほか、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

(イ) 監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制に係る管理機構と開催状況について

「内部統制委員会」傘下の「コンプライアンス推進分科会」および「財務報告分科会」により、それぞれ取り組みを進めています。

会社法分野を管掌する「コンプライアンス推進分科会」は当期5回開催され、内部統制担当役員、執行役員を含む本社機能の統括部門責任者、ライン部門責任者、内部監査室長、オブザーバーの立場から常勤監査役等が参加し、「内部統制に関する基本方針」に則し取り組みを進めました。

- ② 主な取り組み内容について

(法令遵守体制に関する取り組み状況)

当社を取り巻く社会要請および価値基準の変化にともない「CMKグループ行動宣言」の見直しを実施しました。さらにコンプライアンス推進体制を強化すべく「コンプライアンス推

進規程」の見直しを実施しました。また、継続的な取り組みとして法令改正等入手情報の点検・整理を行うとともに、管理職向けに各種ルール周知のためのコンプライアンス研修を実施しました。

(情報の保存管理体制に関する取り組み状況)

情報セキュリティ評価方法を一部見直し、理解度評価から運用面に重点を置いた方法に変更しました。そのうえで情報セキュリティ自己評価を実施し、さらに管理者向け情報セキュリティ研修を実施しました。

(損失の危険の管理体制に関する取り組み状況)

「BCP危機管理委員会」のもと「新型コロナウイルス感染防止対策本部」を継続設置し、状況に合わせた対策を実施するとともに、注意喚起や感染防止対策を徹底しました。

また、代表取締役社長直下の専任組織である「BCP危機管理室」を中心に地震事象・火災事象への対策を実施したほか、サイバー攻撃、サプライチェーン、感染症対策等、各種BCPの整備を進めました。

(職務執行の適正および効率性の確保体制に関する取り組み状況)

コロナ禍での在宅勤務制度の実効性が高まったことにより、適用不能な業務を除き拠点や場所にこだわることの無い就業が可能となり、また、出張規制に併行してWeb会議システムの全社的な運用が本格化、遠隔でも支障なく業務が遂行できる環境を実現することが可能となりました。一方で当期後半からは感染予防対策は継続しつつ、組織内外のコミュニケーション向上のため、Web前提の会議から対面での会議への段階的な移行を実施しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| 資 産 の 部           |         | 負 債 の 部                 |         |
| 流 動 資 産           | 61,652  | 流 動 負 債                 | 26,936  |
| 現 金 及 び 預 金       | 23,596  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 10,265  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 17,664  | 電 子 記 録 債 務             | 2,049   |
| 電 子 記 録 債 権       | 1,531   | 短 期 借 入 金               | 10,327  |
| 商 品 及 び 製 品       | 9,691   | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     | 342     |
| 仕 掛 品             | 4,415   | 未 払 金                   | 2,359   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 3,242   | リ ー ス 債 務               | 49      |
| そ の 他             | 1,552   | 未 払 法 人 税 等             | 240     |
| 貸 倒 引 当 金         | △41     | 賞 与 引 当 金               | 552     |
| 固 定 資 産           | 52,860  | 資 産 除 去 債 務             | 2       |
| 有 形 固 定 資 産       | 45,839  | そ の 他                   | 746     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 12,786  | 固 定 負 債                 | 28,853  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 19,428  | 社 債                     | 5,765   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 1,498   | 長 期 借 入 金               | 21,472  |
| 土 地               | 7,801   | リ ー ス 債 務               | 95      |
| 建 設 仮 勘 定         | 4,324   | 繰 延 税 金 負 債             | 914     |
| 無 形 固 定 資 産       | 370     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 153     |
| の れ ん             | 40      | 資 産 除 去 債 務             | 404     |
| そ の 他             | 329     | そ の 他                   | 48      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 6,651   | 負 債 合 計                 | 55,790  |
| 投 資 有 価 証 券       | 3,126   | 純 資 産 の 部               |         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 827     | 株 主 資 本                 | 50,311  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 307     | 資 本 金                   | 22,310  |
| そ の 他             | 2,412   | 資 本 剰 余 金               | 16,966  |
| 貸 倒 引 当 金         | △23     | 利 益 剰 余 金               | 14,171  |
| 繰 延 資 産           | 56      | 自 己 株 式                 | △3,136  |
| 社 債 発 行 費         | 56      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 6,535   |
| 資 産 合 計           | 114,570 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,198   |
|                   |         | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 5,455   |
|                   |         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △118    |
|                   |         | 非 支 配 株 主 持 分           | 1,931   |
|                   |         | 純 資 産 合 計               | 58,779  |
|                   |         | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 114,570 |

連結損益計算書

(2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |        | 金 額   |
|-----------------|--------|-------|
| 売上高             | 83,840 |       |
| 売上原価            | 71,207 |       |
| 売上総利益           | 12,633 |       |
| 営業外収益           | 10,027 |       |
| 営業外費用           | 2,605  |       |
| 営業利益            | 21     |       |
| 受取利息            | 127    |       |
| 受取配当            | 316    |       |
| 受取賃料            | 74     |       |
| 受取その他           | 382    | 921   |
| 営業外費用           | 283    |       |
| 支払利息            | 142    |       |
| 支払税金            | 81     |       |
| 支払その他           | 266    |       |
| 経常利益            | 130    | 904   |
| 特別利益            |        | 2,622 |
| 固定資産売却益         | 1      |       |
| 投資有価証券売却益       | 245    | 246   |
| 特別損失            | 5      |       |
| 固定資産除却損         | 204    |       |
| 減損損失            | 14     |       |
| 事業再編費用          | 107    |       |
| 損害賠償金           | 35     | 367   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 2,502 |
| 法人税、住民税及び事業税等   | 583    |       |
| 法人税等調整額         | 55     |       |
| 当期純利益           | 122    | 760   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 1,742 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 153   |
|                 |        | 1,588 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
| 流動資産      | 34,745 | 流動負債          | 23,238 |
| 現金及び預金    | 10,514 | 支払手形          | 25     |
| 受取手形      | 1      | 電子記録債権        | 2,049  |
| 電子記録債権    | 1,281  | 買掛金           | 6,006  |
| 売掛金       | 11,113 | 一年以内返済予定長期借入金 | 10,327 |
| 商品及び製品    | 5,339  | 関係会社短期借入金     | 2,707  |
| 仕掛品       | 2,075  | 一年以内償還予定社債    | 342    |
| 材料及び貯蔵品   | 1,228  | リース債権         | 27     |
| 前払費用      | 162    | 未払金           | 786    |
| 関係会社短期貸付金 | 2,203  | 未払法人税等        | 118    |
| 未収入金      | 740    | 未払消費税等        | 111    |
| その他金      | 85     | 未払費用          | 122    |
| 貸倒引当金     | △1     | 預り金           | 56     |
| 固定資産      | 55,574 | 賞与引当金         | 495    |
| 有形固定資産    | 18,381 | 設備支払手形        | 56     |
| 建物        | 5,481  | 設資除く債権        | 2      |
| 構築物       | 355    | その他           | 1      |
| 機械及び装置    | 5,286  | 固定負債          | 28,069 |
| 車両及び運搬具   | 14     | 社債            | 5,765  |
| 工具器具及び備品  | 287    | 長期借入金         | 21,472 |
| 土地        | 6,851  | リース債権         | 64     |
| 建設仮勘定     | 104    | 繰延税金負債        | 492    |
| 無形固定資産    | 66     | 繰資除く債権        | 225    |
| 借地権       | 8      | その他           | 48     |
| 施設利用権     | 0      | 負債合計          | 51,307 |
| ソフトウェア    | 57     | 純資産の部         |        |
| 投資その他の資産  | 37,126 | 株主資本          | 37,869 |
| 投資有価証券    | 3,125  | 資本剰余金         | 22,310 |
| 関係会社株式    | 14,961 | 資本剰余金         | 16,632 |
| 関係会社出資金   | 5,772  | 資本準備金         | 13,499 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,166 | その他資本剰余金      | 3,132  |
| 保険積立金     | 2,050  | 利益剰余金         | 2,062  |
| 長期前払費用    | 856    | その他利益剰余金      | 2,062  |
| その他金      | 217    | 繰越利益剰余金       | 2,062  |
| 貸倒引当金     | △24    | 自己株式          | △3,136 |
| 繰延資産      | 56     | 評価・換算差額等      | 1,199  |
| 社債発行費     | 56     | その他有価証券評価差額金  | 1,199  |
| 資産合計      | 90,376 | 純資産合計         | 39,068 |
|           |        | 負債・純資産合計      | 90,376 |

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          |        | 金 | 額 |
|--------------|--------|---|---|
| 売上           | 45,962 |   |   |
| 売上           | 41,463 |   |   |
| 販売費及び一般管理費   | 4,498  |   |   |
| 営業外損失(△)     | 5,359  |   |   |
| 営業外収益        | △861   |   |   |
| 受取利息         | 171    |   |   |
| 受取配当金        | 473    |   |   |
| 賃貸料          | 75     |   |   |
| 技術指導料        | 237    |   |   |
| その他          | 255    |   |   |
| 営業外費用        | 1,213  |   |   |
| 支払利息         | 290    |   |   |
| 社債償却         | 19     |   |   |
| 減価償却費        | 3      |   |   |
| 為替差損         | 100    |   |   |
| 租税課金         | 81     |   |   |
| 支払手数料        | 141    |   |   |
| その他          | 84     |   |   |
| 経常損失(△)      | 722    |   |   |
| 特別利益         | △370   |   |   |
| 固定資産売却益      | 0      |   |   |
| 投資有価証券売却益    | 245    |   |   |
| 特別損失         | 245    |   |   |
| 固定資産売却損      | 0      |   |   |
| 固定資産除却損      | 151    |   |   |
| 減損損失         | 14     |   |   |
| 税引前当期純損失(△)  | 165    |   |   |
| 法人税、住民税及び事業税 | △290   |   |   |
| 法人税等調整額      | 64     |   |   |
| 当期純損失(△)     | 254    |   |   |
|              | 318    |   |   |
|              | △608   |   |   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

|                                                                                                                                                                                                                   |       |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                       |       | 2023年5月12日 |
| 日本シイエムケイ株式会社                                                                                                                                                                                                      |       |            |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                           |       |            |
| 新宿監査法人                                                                                                                                                                                                            |       |            |
| 東京都新宿区                                                                                                                                                                                                            |       |            |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                           | 公認会計士 | 末 益 弘 幸    |
| 業務執行社員                                                                                                                                                                                                            |       |            |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                           | 公認会計士 | 白 方 敬 裕    |
| 業務執行社員                                                                                                                                                                                                            |       |            |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                              |       |            |
| 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。                                                                                  |       |            |
| 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイエムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                               |       |            |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                           |       |            |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |       |            |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                          |       |            |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                          |       |            |
| 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                        |       |            |
| 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。                                                         |       |            |
| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。                                                                                                                                                 |       |            |
| その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。                                                                                                                                                                                    |       |            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                                                                                                                        |  |
| 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。                                                                                                                                                                                |  |
| 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 連結計算書類の監査における監査人の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。                                                                                                            |  |
| 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。                                                                                                                                                                                                |  |
| ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。                                                                                                                                                                                                              |  |
| ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある |  |
| ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。                                                                                                                                                                               |  |
| ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。                                                                                                                                                                                               |  |
| 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。                                                                                                                                                                                                           |  |
| 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。                                                                                                                                                                                  |  |
| 利害関係                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 以 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

|                                                                                                                                                                                                           |       |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                               |       | 2023年5月12日 |
| 日本シイエムケイ株式会社                                                                                                                                                                                              |       |            |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                   |       |            |
| 新宿監査法人                                                                                                                                                                                                    |       |            |
| 東京都新宿区                                                                                                                                                                                                    |       |            |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 | 末 益 弘 幸    |
| 業務執行社員                                                                                                                                                                                                    |       |            |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 | 白 方 敬 裕    |
| 業務執行社員                                                                                                                                                                                                    |       |            |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                      |       |            |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                    |       |            |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                     |       |            |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                   |       |            |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |       |            |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                  |       |            |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                  |       |            |
| 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                 |       |            |
| 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。                                                   |       |            |
| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。                                                                                                                                         |       |            |
| その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。                                                                                                                                                                            |       |            |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集ご通知 | 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任<br>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。<br>計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。<br>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|       | 計算書類等の監査における監査人の責任<br>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。<br>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。<br>・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。<br>・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。<br>・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。<br>・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。<br>・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。<br>監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。<br>監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 |
|       | 利害関係<br>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 以 上   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第６３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、企業集団としての内部統制システムの整備・運用・浸透、コンプライアンス、危機管理体制の推進、サステナビリティへの取り組みを重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、種々の事案について討議しました。
- (2) 各監査役は、監査役会が協議して定めた監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査役室、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧・検討するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社を管理統括する取締役、監査役ならびに管掌部門から事業の報告を受けるとともに、主な海外連結子会社の往査及びTV/WEBによる監査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の執行状況とその結果について報告を受け、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、その職務の遂行状況について監視及び検証いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。なお、内部統制システムの運用においては、グローバル情勢の変化に即した体制整備とリスク管理機能が一層強化・浸透されるよう今後も注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

日本シイエムケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 池 正 ㊟

常勤監査役 岡 部 明 広 ㊟

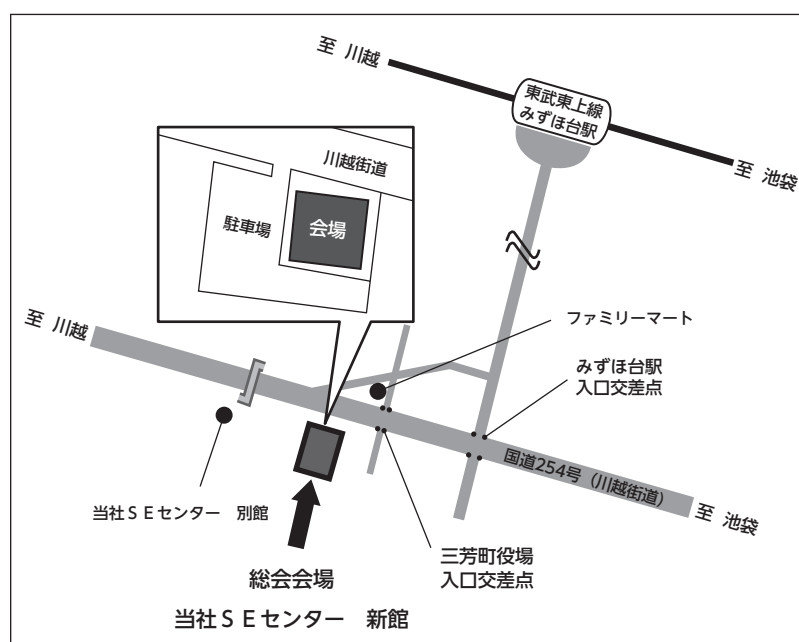
社外監査役 山 梨 雄 司 ㊟

社外監査役 芦 辺 真 幸 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番  
当社S Eセンター 新館3階 大会議室



- ・東武東上線みずほ台駅より会場までは約2.7kmです。
- ・当日は、みずほ台駅西口から午前9時30分発の当社送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。  
みずほ台駅西口から送迎バス乗り場まで係員がご案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

